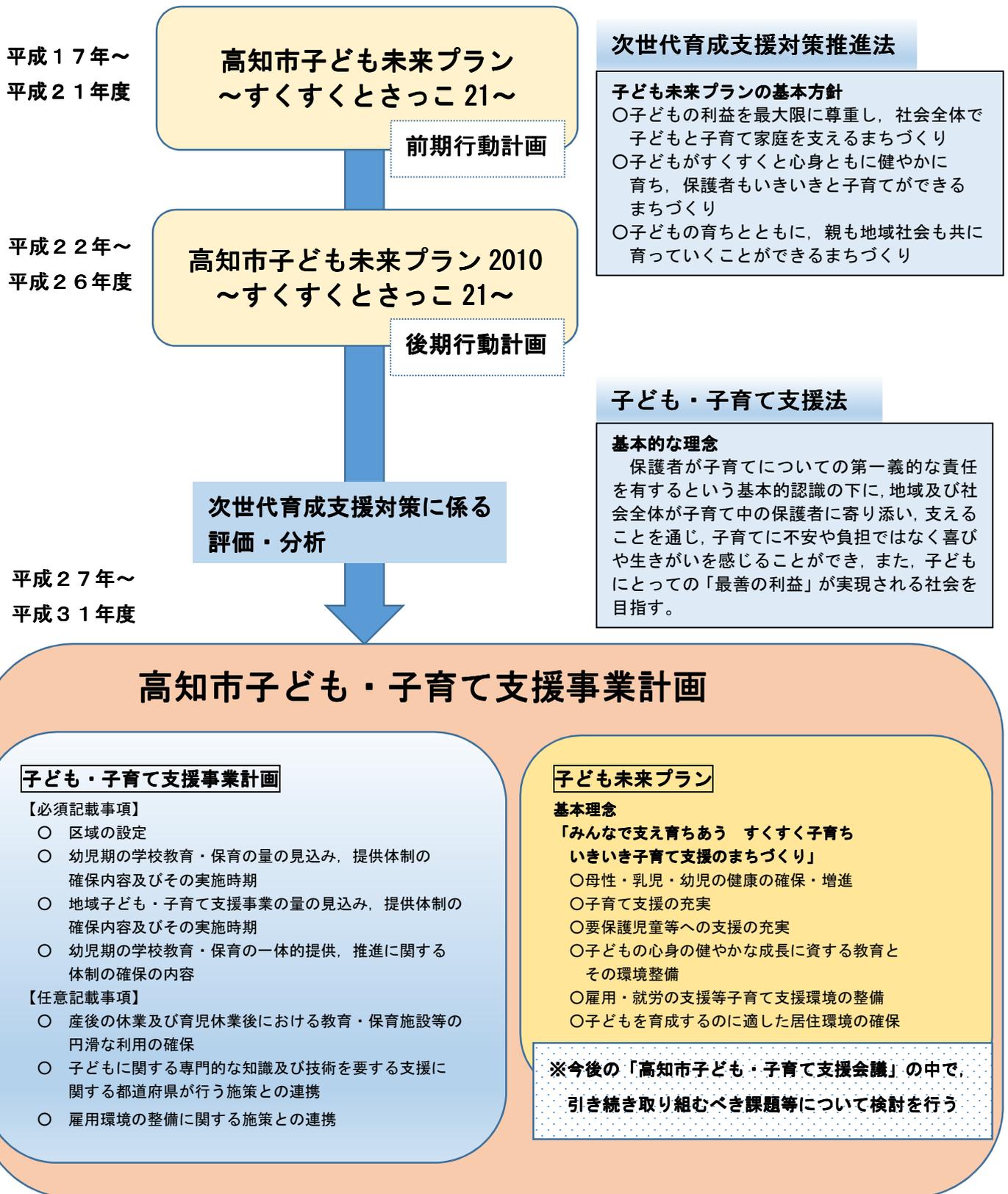


高知市の子育て支援施策に係る計画関係



(参考) 次世代育成支援対策推進法, 子ども・子育て支援法,
子ども・子育て支援法に基づく基本指針

次世代育成支援対策推進法

第八条 (市町村行動計画)

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

第八条 (市町村行動計画)

市町村は、・・・・（以下略）・・・・を策定することができる。

子ども・子育て支援法

第六十一条 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

子ども・子育て支援事業計画について

- 1 計画名称** 高知市子ども・子育て支援事業計画
- 2 計画年度** 平成 27 年度～平成 31 年度
- 3 策定根拠** 子ども・子育て支援法第 61 条

4 スケジュール

基本指針では法の施行の日の半年程度前（平成 26 年 9 月末）までに概ねの案を取りまとめることとされている。※都道府県計画も同時期の取りまとめが必要であることに留意

5 策定の際に必要な事柄及び留意事項

(1) 子ども未来プランの分析、評価（基本指針）

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

(2) 現状分析（法 61 条 4 項、5 項、基本指針）

地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成する。

(3) 現在の利用状況及び利用希望の把握（法 61 条 4 項、基本指針）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

(4) 計画期間における数値目標の設定（基本指針）

市町村及び都道府県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、計画期間内における量の見込みを設定すること。

(5) 住民の意見の反映（基本指針）

- ・子ども・子育て支援会議の意見を聴取（法 61 条 7 項）
- ・パブリックコメントの実施（法 61 条 8 項）

(6) 他の計画との関係（法 61 条 6 項，基本指針）

・地域福祉計画

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。

・教育振興基本計画

教育基本法（平成十八年法律第一百二十号）第十七条第二項の規定により市町村又は都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。

・母子家庭及び寡婦自立促進計画

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。

・障害者計画

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。

・市町村整備計画

児童福祉法第五十六条の四の二第一項に規定する市町村整備計画。

現行児童福祉法第 56 条の 8 の特定市町村による市町村保育計画は改正法で廃止され、代わって改正法第 56 条の 4 の 2 で「市町村整備計画」が規定され、現行法第 56 条の 2 の施設整備から保育所が除外されたことに伴い、改正法第 56 条の 4 の 3 で創設された交付金において「市町村整備計画」の提出が要件とされており、本市では、平成 30 年度までの耐震化完了を目指して施設整備を行う必要があるため、本事業計画に「市町村整備計画」の機能を持たせることとする。

・その他

その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びに放課後子どもプラン事業計画その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画

(7) 県との協議（法 61 条 9 項），県への提出（法 61 条 10 項）

6 必須記載事項（法 61 条 2 項，基本指針別表第一）

(1) 教育・保育提供区域

地理的条件，人口，交通事情その他の社会的条件，教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し，区域を設定する。

(2) 教育・保育

各年度における市全域及び教育・保育提供区域について，認定区分（3 号認定は各年齢）ごとの教育・保育の量の見込み（3 歳未満は保育利用率を含む）を定め，その算定方法を示す。

認定区分ごとの特定教育・保育施設（確認を受けない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

各年度における市全域及び教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定方法を示す。

地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

基本指針別表第三に参酌基準が示されている。

(4) 教育・保育の一体的提供及び推進体制

- ・認定こども園の普及に係る基本的考え方
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- ・地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携
- ・認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

7 任意記載事項（法 61 条 3 項，基本指針別表第四）

(1) 子ども・子育て支援事業計画の理念

法令の根拠，基本理念，目的等を記載

(2) 産休・育休後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

産前・産後，育休期間中の保護者に対する情報提供や相談支援，特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等の施策の記載。

(3) 社会的擁護に関する県の施策との連携に関する事項

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児施策の充実等

(4) ワークライフバランス

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について，各市町村の実情に応じた施策の記載。

(5) 計画作成時期

(6) 計画期間

(7) 達成状況の点検及び評価

各年度における事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等について記載。

高知市子ども・子育て支援事業計画（案）

	項目	備考
I 序論	1 計画策定の背景	
	2 計画策定の趣旨・目的	【任意記載事項】
	3 計画の性格	【任意記載事項】
	4 計画期間・策定への取り組み	【任意記載事項】
	5 計画策定に当たっての視点	
	6 計画の点検・評価	【任意記載事項】
	7 子どもと子育てを取り巻く現状（ニーズ調査結果等）	法 61 条第 4 項、第 5 項
	8 子ども未来プランの分析・評価	基本指針
II 本論	1 計画の基本理念	【任意記載事項】
	2 計画の基本方針（目標）	【任意記載事項】
	3 施策体系	
	4 重点施策	
III 各論	1 教育・保育提供区域の設定	【必須記載事項】
	2 幼児期の学校教育・保育 量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期	【必須記載事項】
	3 地域子ども・子育て支援事業 量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期	【必須記載事項】
	4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に対する体制確保 (1) 認定こども園の普及 (2) 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と推進方策 (3) 保幼小連携	【必須記載事項】
	5 産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保	【任意記載事項】
	6 県の施策との連携 (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (3) その他	【任意記載事項】
	7 ワークライフバランス	【任意記載事項】
	(8 母性・乳児・幼児の健康の確保、増進)	次世代育成支援対策における基本施策 ※各項目は子ども未来プランのもの
	(9 子育て支援の充実)	
	(10 要保護児童等への支援の充実)	
	(11 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備)	
	(12 子どもを育成するのに適した居住環境の確保)	
	(13 施設の整備について)	児童福祉法「市町村整備計画」
IV 資料	1 高知市子ども・子育て支援会議委員名簿	
	2 計画策定の経過	
	3 高知市子ども・子育て支援会議条例	

今後のスケジュール（案）

平成 25 年度

平成 26 年度

平成 27 年度

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

4月

高知市子ども・子育て支援会議
(子ども・子育て支援事業計画)

子ども・子育て支援会議④

- ・教育、保育施設等の量の見込み検討
- ・事業計画案検討

子ども・子育て支援会議①

- ・教育、保育施設等の確保方策検討
- ・事業計画案検討

子ども・子育て支援会議②

- ・公定価格骨格提示による施設の意向調査
- ・教育、保育施設等の確保方策検討
- ・事業計画案検討

子ども・子育て支援会議③

- ・意向調査結果を踏まえた教育、保育施設等の確保方策検討
- ・事業計画案検討

子ども・子育て支援会議④

- ・事業計画（案）のとりまとめ、調整

計画素案提出（県）

子ども・子育て支援会議⑤

- ・パブリックコメントに向けた調整
- ・認可を受けた施設についての確認行為

パブリックコメント

子ども・子育て支援会議⑥

- ・計画提出に向けた最終調整
- ・認可を受けた施設についての確認行為

県知事へ計画提出

その他

・こども未来部発足

・幼保連携型認定こども園の認可基準（条例）
・地域型保育事業の認可基準（条例）
・確認を受ける施設・事業の運営基準（条例）
・支給認定基準（条例）
・放課後児童クラブの設備運営基準（条例）
・費用・利用者負担の検討
・制度運営システムのテスト運用

・制度運営システム運用開始
・施設認可
・支給認定事務
・入所手続き・利用調整

子ども・子育て支援新制度本格実施

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

4月

国の動向

認可、運営基準、地域子育て支援事業基準検討

認可基準等、関係政省令の作成、公布

公定価格骨格提示

本格施行に向けた法令等の確定作業

子ども・子育て会議（国）

随時開催

平成 26 年度 高知市の体制（案）について（こども未来部関連抜粋）

① こども未来部（概要）

子ども・子育て支援新制度における事務を一元的に実施するとともに子育て支援施策の拡充・総合的推進を図るため、福祉事務所・保健所・教育委員会で所管していた子どもに関する業務を集約、再編し、新たに「こども未来部」を創設する。

◆子育て給付課の新設

子ども・子育てに係る給付業務，資金貸付等に関することを総合的に所管するとともに，部局総務課機能を担う。

◆子ども育成課の新設

放課後児童クラブ，病児・病後児保育，ファミリー・サポート・センター，子育て支援センター，在宅障害児の発達の支援，身体障害児等に対する療育指導，ひまわり園に関する事など，子ども・子育てに関する事業系業務等を総合的に所管する。

◆母子保健課の新設

母子の健診，予防接種（地域保健課の所管するものを除く），特定不妊治療助成など母子保健に関することを所管する。

◆保育幼稚園課の新設

子ども・子育て支援新制度に基づく保育園，幼稚園，認定こども園に関する業務を一元的に所管することにより，新制度への効率的な対応を図る。

◆子ども家庭支援センターの新設

現行の健康福祉部子育て支援課子ども家庭支援センターを独立し，機能強化を図る。

② 機構図

